

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連續する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（業務の代理又は媒介） 第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 〔一～四の二 略〕	（業務の代理又は媒介） 第十三条 「同上」
四の三 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。）が行う同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）の媒介 〔五～七 略〕	〔一～四の二 同上〕 〔号を加える。〕
（銀行の子会社の範囲等）	〔五～七 同上〕

第十七条の三　【略】

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十二条第二項に規定する信用事業（第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「一の三」の五 略

一の六 資金決済に関する法律第二条第十八条項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）

一の七・一の八 略

「二」の三十九 略

〔3～6 略〕

第十七条の三　【同上】

2 「同上」

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十二条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

「一の三」の五 同上

〔号を加える。〕

一の六・一の七 同上

「二」の三十九 同上

〔3～6 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。